

## 計画期間の延長に伴う現行総合戦略の改訂について

## 1. 1年延長の基本的な考え方、施策の方向について

基本的には現行の内容を据え置き、取組内容等の時点修正に留めることとします。なお、国及び府の第2期総合戦略を踏まえた見直し等については、第6次忠岡町総合計画において反映するものとします。

※まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により、市町村の地方版総合戦略は、国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、定めるように努めなければならない。

## 2. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）について

現行の総合戦略を延長することから数値目標・KPIについては、基本的には方向性を引き継ぎ、新たに設定する令和2年度の目標値を令和元年度と同様とすることを前提とします。ただし、事業が途中で終了したものや、事業内容の変更等により、評価を行うことが困難なものについては、適宜修正等を行います。

基本目標における、新たな指標、数値目標については、令和3年度からの次期総合戦略（第6次忠岡町総合計画における重点プロジェクト）で設定します。

## 3. 評価方法について

毎年度当初に前年度の各施策・事業につき効果検証会議を行っておりますが、6年間の総括として、令和2年度終了後の令和3年度に、前年度の達成状況の評価及び6年間の基本目標指標・KPIの達成状況の評価することとなります。これを受けて、次期総合戦略（第6次総合計画における重点プロジェクト）に反映することとします。